

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・有形固定資産、無形固定資産－定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職金共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金－職員に対する賞与に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職金制度によっている。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）  
当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、1拠点のため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア ふたばこども園拠点（社会福祉事業）
    - 「本部」
    - 「ふたばこども園」
- (7) ふたばこども園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	506,082,732	0	23,560,553	482,522,179
土地（基本）	223,944	0	0	223,944
合計	506,306,676	0	23,560,553	482,746,123

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物（基本財産）	482,522,179円
計	482,522,179円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	126,084,000円
計	126,084,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	627,848,865	145,326,686	482,522,179
小計	627,848,865	145,326,686	482,522,179
その他の固定資産			
構築物	70,797,232	37,008,269	33,788,963
車輛運搬具	6,344,830	6,344,827	3
器具及び備品	33,298,827	27,528,749	5,770,078
小計	110,440,889	70,881,845	39,559,044
合計	738,289,754	216,208,531	522,081,223

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な偶発債務

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし